

一般社団法人兵庫県サッカー協会 慶弔規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人兵庫県サッカー協会（以下「本協会」という。）の役員及び登録会員等の相互の親睦及び連絡を保つために、慶弔に関して必要な事項を定めるものとする。

(範 囲)

第2条 この規程の適用を受けるものは、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、本協会定款第21条の役員及び第34条の委員等並びに都市協会及び各種連盟の会長とする。
- (2) 登録会員とは、本協会に登録する選手、指導者及び審判とする。

(祝 意)

第3条 本協会の役員又は登録会員が、国及び自治体（叙勲等）並びに日本サッカー協会等（FIFA, AFC, JFA）の表彰の荣誉に浴したときに記念品を贈呈する。

- 2 前項において、必要あるときは祝賀会を開催することができる。

(弔 慰)

第4条 本協会の役員又は本協会事業実施中に登録会員が死亡したときは、花輪あるいは生花又はこれに相当する香典をおくり弔慰を表す。

- 2 本協会の役員の配偶者、父母、子が死亡したときは、弔電をおくり弔慰を表す。

(届 出)

第5条 前記各条に該当する場合は、該当者若しくは関係者が本協会事務局長に届け出るものとする。

- 2 事務局は、年度ごとに届出された内容及び連絡先を保管する。

(その他)

第6条 前記各条に掲げるもののほか専務理事が必要と認めたときは、慶弔の意を表すことができる。

(本規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

この規程は、平成24年6月17日より施行する。

(第5条関係)

年度 慶弔関係整理一覧表

No	月日	役員・会員名	対象者	続柄	確認者	連絡範囲	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							